

一部事務組合の概要

一部事務組合規約等（地方自治法第 287 条）

【規約事項】

1. 組合の名称（規約第 1 条）

東紀州環境施設組合

2. 構成団体（規約第 2 条）

尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

3. 共同処理する事務（規約第 3 条）

- （1）可燃ごみ処理施設の設置及び管理運営
- （2）（1）に附帯する事務

4. 事務所の位置（規約第 4 条）

尾鷲市内に置く。

（当面は準備室の事務所の「尾鷲市矢浜 3 丁目 2 番 3 号」に事務所を置くこととし、事務所の位置を条例で定めることとする。）

5. 議会の組織及び議員の選挙方法（規約第 5 条～第 8 条）

（1）定数

10 人（関係市町各 2 人とする。）

（2）選出方法

- ・ 関係市町の議会がその議員のうちから選挙する。
- ・ 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員が生じた関係市町の議会で補欠選挙を行う。

(3) 任期

- ・ 関係市町の議会の議員の任期とする。
- ・ 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 議長及び副議長

- ・ 議長及び副議長は、組合議会において組合議員のうちから選挙する。
- ・ 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。

6. 執行機関の組織（規約第9条）

●管理者 《地方自治法第139条、287条》

(1) 概要

- ・ 事務 一部事務組合を代表し、実施する事業を総理する。
- ・ 身分 特別職
- ・ 定数 1人

(2) 選任方法

関係市町の長から互選による。

(3) 任期

当該関係市町の長の任期

●副管理者 《地方自治法第152条、287条》

(1) 概要

- ・ 事務 管理者に事故があるとき、又は、管理者が欠けたときはその職務を代理する。
- ・ 身分 特別職
- ・ 定数 4人

(2) 選任方法

管理者以外の関係市町の長をもって充てる。

(3) 任期

当該市町の長の任期

●**会計管理者** ≪地方自治法第 168 条～171 条≫

(1) **概要**

- ・ 事務 一部事務組合の会計事務をつかさどる。
- ・ 身分 一般職員

(2) **選任方法**

管理者の属する市町の会計管理者をもって充てる。

●**職員** ≪地方自治法第 172 条≫

- ・ 当面の間、関係市町からの派遣職員 5 人とし、管理者が任免する。
- ・ 派遣職員の身分の取扱い等については別途協定書で定める。

●**監査委員** ≪地方自治法第 195 条～202 条≫

(1) **概要**

- ・ 事務 一部事務組合の事務の執行の監査等
- ・ 身分 特別職
- ・ 定数 2 人

(2) **選任方法**

関係市町の識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ 1 人を管理者が組合議会の同意を得て選任する。

(3) **任期**

4 年または議員の任期

(4) **監査の内容**

- ・ 一般監査 財務監査
- ・ 特別監査 住民の直接請求等
- ・ その他 決算審査、例月現金出納検査

7. 経費の支弁の方法（規約第 12 条）

●組合の経費は、関係市町の負担金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。

●関係市町の負担金の割合は、次のとおりとし、条例で定める。

- (1) 建設事業費
 - 均等割 10%
 - 人口割 90%
- (2) 組合運営費
 - 均等割 10%
 - 実績割 90%

【規約事項以外】

※執行機関の組織

●公平委員会 <<地方公務員法第7条~12条>>

(1) 概要

- ・事務 職員の勤務条件に関する措置要求等を審査する。
- ・市町、一部事務組合、広域連合が共同設置している三重県市町公平委員会への加入を予定(事務局:三重県市町総合事務組合)

●その他附属機関

組合に設置する附属機関とその内容は次のとおりとする。

【情報審査会 <<条例により設置>>】

(1) 概要

- ・事務 情報公開請求、個人情報開示請求で、文書の不開示決定などに不服申し立てがあった際、管理者の諮問に応じて決定内容を審議する。
- ・組織 委員5人以内

(2) 任期

3年

※三重県町村会の情報公開・個人情報保護審査会への参加を予定

【行政不服審査会】 ‹‹条例により設置››】

(1) 概要

- ・ 事務 行政処分等に不服申し立てがあった際、管理者の諮問に応じて決定内容を審議する。
- ・ 組織 委員5人以内

(2) 任期

3年

※三重県町村会の行政不服審査会への参加を予定

8. その他

【運営協議会】

(1) 概要

- ・ 事務 組合の事務に関する特に重要な事項を協議する。組織の詳細は、別途要綱で定める。
- ・ 協議事項 組合規約の改正、重要な計画の策定及び改定、その他特に重要な事項等

(2) 構成

関係市町の長

(3) 開催

必要に応じて開催する。

【連絡調整会議】

(1) 概要

- ・ 事務 運営協議会における協議事項に関し、関係市町と事前に協議し、調整を図る。詳細は、別途要綱で定める。
- ・ 協議事項 運営協議会での協議事項、軽微な事項 等

(2) 構成

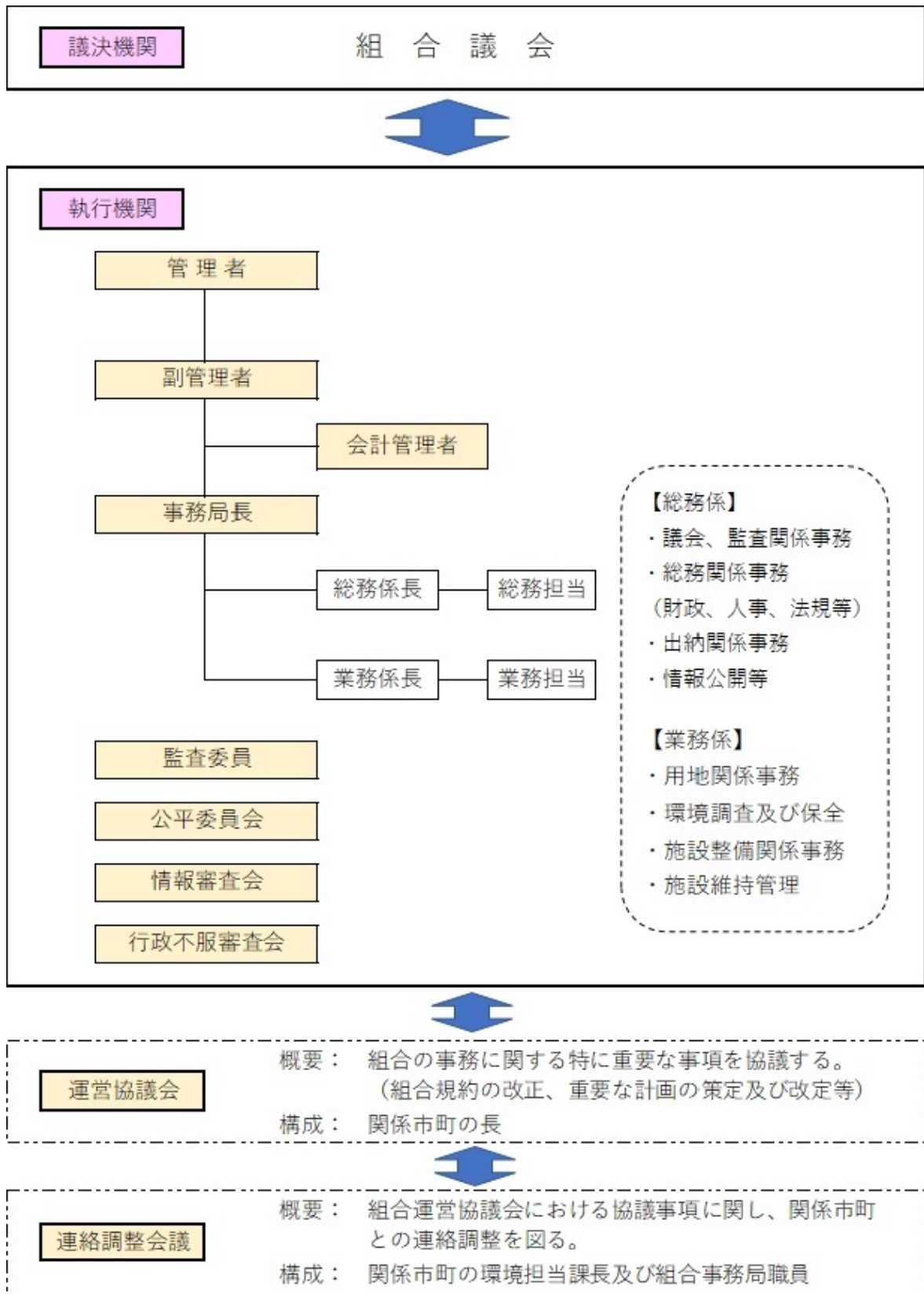
関係市町の環境担当課長及び組合事務局職員

(3) 開催

必要に応じて開催する。

(参考)

一部事務組合の組織図案



9. 一般廃棄物処理基本計画

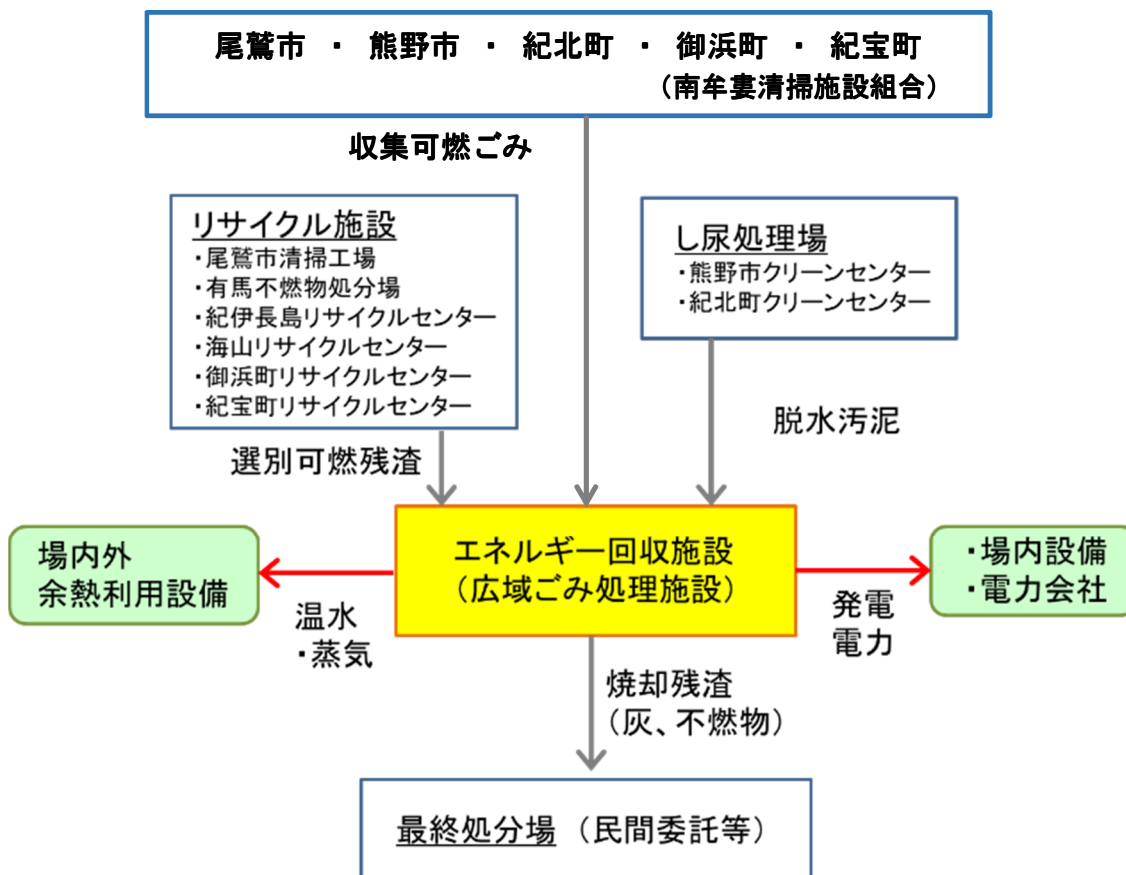
関係市町が一般廃棄物処理基本計画を策定する際は、関係する可燃ごみの処理については一部事務組合と協議、調整することとする。

10. 処理対象とするごみの種類

関係市町から発生する一般廃棄物（可燃ごみ）とする。
ただし、各関係市町の処理計画に従い、資源化することが適当であると認められるものでないこと。

11. 可燃ごみ処理の流れ

広域ごみ処理施設を中心とした可燃ごみ処理の流れは、下図のように想定する。ごみ量の推移に基づき、ごみ処理施設の建設から運転管理に至るまでライフサイクルコストの低減を意識した整備を行う。



12. ごみ処理量の推移

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	備考
可燃ごみ	t/年	19,607	19,218	18,815	18,461	18,025	17,622	17,255	16,914	
(可燃ごみ 可燃性粗大)	尾鷲市 t/年	5,325	5,206	5,088	4,981	4,853	4,736	4,625	4,524	
	熊野市 t/年	4,630	4,521	4,416	4,321	4,210	4,100	4,012	3,923	
	紀北町 t/年	5,875	5,766	5,640	5,532	5,396	5,273	5,159	5,054	
	御浜町 t/年	1,584	1,561	1,537	1,517	1,491	1,467	1,444	1,423	
	紀宝町 t/年	2,193	2,164	2,134	2,110	2,075	2,046	2,015	1,990	
脱水汚泥	t/年	557	544	530	519	504	492	482	472	
	熊野市 t/年	264	258	251	245	238	232	227	222	
	紀北町 t/年	293	286	279	274	266	260	255	250	
災害廃棄物	t/年	1,961	1,922	1,882	1,846	1,803	1,763	1,726	1,690	10%
	尾鷲市 t/年	533	521	509	498	485	474	463	452	10%
	熊野市 t/年	463	452	442	432	421	410	401	392	10%
	紀北町 t/年	588	577	564	553	540	527	516	505	10%
	御浜町 t/年	158	156	154	152	149	147	144	142	10%
	紀宝町 t/年	219	216	213	211	208	205	202	199	10%
ごみ処理量	t/年	20,164	19,762	19,345	18,980	18,529	18,114	17,737	17,386	
	尾鷲市 t/年	5,325	5,206	5,088	4,981	4,853	4,736	4,625	4,524	
	熊野市 t/年	4,894	4,779	4,667	4,566	4,448	4,332	4,239	4,145	
	紀北町 t/年	6,168	6,052	5,919	5,806	5,662	5,533	5,414	5,304	
	御浜町 t/年	1,584	1,561	1,537	1,517	1,491	1,467	1,444	1,423	
	紀宝町 t/年	2,193	2,164	2,134	2,110	2,075	2,046	2,015	1,990	
	災害分込み t/年	22,125	21,684	21,227	20,826	20,332	19,877	19,463	19,076	
	尾鷲市 t/年	5,858	5,727	5,597	5,479	5,338	5,210	5,088	4,976	
	熊野市 t/年	5,357	5,231	5,109	4,998	4,869	4,742	4,640	4,537	
	紀北町 t/年	6,756	6,629	6,483	6,359	6,202	6,060	5,930	5,809	
	御浜町 t/年	1,742	1,717	1,691	1,669	1,640	1,614	1,588	1,565	
	紀宝町 t/年	2,412	2,380	2,347	2,321	2,283	2,251	2,217	2,189	
年間日平均処理量	t/日	55.2	54.2	52.9	51.9	50.8	49.7	48.6	47.5	
	尾鷲市 t/日	14.6	14.3	13.9	13.6	13.3	13.0	12.7	12.4	
	熊野市 t/日	13.4	13.1	12.8	12.5	12.2	11.9	11.6	11.3	
	紀北町 t/日	16.9	16.6	16.2	15.9	15.5	15.2	14.8	14.5	
	御浜町 t/日	4.3	4.3	4.2	4.1	4.1	4.0	4.0	3.9	
	紀宝町 t/日	6.0	5.9	5.8	5.8	5.7	5.6	5.5	5.4	
	災害込み t/日	60.6	59.4	58.1	57.0	55.7	54.5	53.3	52.2	
	尾鷲市 t/日	16.0	15.7	15.3	15.0	14.6	14.3	13.9	13.6	
	熊野市 t/日	14.7	14.3	14.0	13.7	13.3	13.0	12.7	12.4	
	紀北町 t/日	18.5	18.2	17.8	17.4	17.0	16.6	16.2	15.9	
	御浜町 t/日	4.8	4.7	4.6	4.6	4.5	4.4	4.4	4.3	
	紀宝町 t/日	6.6	6.5	6.4	6.3	6.3	6.2	6.1	6.0	

注：災害廃棄物は5市町において近年（過去5年間）発生した大規模災害（風水害）での最大発生量を想定し、計画施設において2年以内に処理が完了できる規模として、平常時に搬入される計画ごみ処理量の10%とした。

13. 今後のスケジュール

項目		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
地域 計画 等	循環型社会形成推進地域計画	三重県 提出							
	建設用地の協議・取得		→						
施設 設計 ・ 調査	ごみ処理施設整備基本計画 (PFI導入可能性調査含む)		→						
	測量・地質調査		→						
	生活環境影響調査			→					
	都市計画決定手続			→					
	事業者選定等 (設計図書の作成・実施方針等)			→					
	敷地造成設計				→				
工事 ・ 施工 監理	敷地造成工事(解体撤去工事)					→			
	施設建設工事						→	→	→
	施工監理						→	→	→

14. 負担金条例(案)による負担金の負担割合及び負担額(参考)

○共同処理する事務に要する経費及び負担割合

共同処理する事務に要する経費	負担割合	
1 建設事業費	均等割	10%
	人口割	90%
2 組合運営費	均等割	10%
	実績割	90%

○広域ごみ処理施設整備に係る実質負担額(参考) ※ストーカ方式

(単位:千円)

区分	施設規模	事業費	財源内訳			実質起債償還額 (b)	実質負担額 (a)+(b)=(c)
			交付金	起債	一般財源 (a)		
建設費	71t/日	7,906,100	1,866,700	4,648,200	1,391,200	2,673,700	4,064,900

区分	実質負担額			
	建設費 (c)	運営費 (d)	補償費等 (e)	合計 (c)+(d)+(e)
5市町合計	4,064,900	9,000,000	953,000	14,017,900
うち、尾鷲市分	991,200	2,243,400	233,500	3,468,100
うち、熊野市分	941,700	2,074,300	222,400	3,238,400
うち、紀北町分	904,400	2,698,700	212,800	3,815,900
うち、御浜町分	546,600	861,500	126,900	1,535,000
うち、紀宝町分	681,000	1,122,100	157,400	1,960,500

各算定条件

◆建設費

- ①想定負担割合 均等割：10%、人口割：90% 人口はR7 推計の値で試算
- ②交付金 循環型社会形成推進交付金のエネルギー回収型廃棄物処理施設：交付率 1/3 を想定
(総事業費の 75%を交付対象とする)
- ③起債 一般廃棄物処理事業債を想定(償還：15年以内、うち据置期間：3年以内とする)
- ④起債充当率 交付金対象事業費 90%、交付金対象外事業費 75%(起債対象事業費を 100%とする)
- ⑤実質起債償還額 元利均等方式を想定し、交付税措置分を控除して算出(利率：0.3%、実額算入で試算とする)
- ⑥事業費には杭施工費、野球場解体費、用地費、施設整備に伴う各種事業費等を含む

◆運営費

- ①事業費 他都市の類似施設発注実績から算出した 20 年間の運営費単価 1.2 億円/t に施設規模を乗じて算出
(施設稼働後の組合議会経費及び総務経費を含む)
- ②想定負担割合 均等割：10%、実績割：90%と想定し、実績量は R9~R28 の 20 年間の平均で試算
- ③財源 一般財源(事業費=実質負担額)

◆補償費等

- ①搬入道路整備費及び野球場移転補償費
- ②想定負担割合 均等割：10%、人口割：90% 人口は R5 推計の値で試算